



## データ利用権取引市場の実証事業要件定義書

### DFFT を実現するためのデータ利用権取引市場の設計及び実証研究

本研究計画書は、内閣官房の委託により、株式会社ドリームインキュベータが実施する「DFFT を実現するためのデータ利用権取引市場の設計及び実証研究」のうち、データ利用権取引市場の設計業務による成果物である。

## 目次

1 適用	5
2 概要	5
3 外部参照と設計の経緯	5
4 用語定義	5
4.1 略語、頭字語の定義	5
4.1.1 TTP	5
4.1.2 PKI	5
4.2 用語定義	5
5 実証事業の概要	7
5.1 ステークホルダ	7
5.2 通信経路	7
5.3 システム	7
6 実証事業の目的	7

6.1 市場成長性	8
6.2 技術的実現性	8
6.3 経済的実現性	8
6.4 互換性	8
6.5 安全性	8
6.6 包含性・網羅性・可用性	8
6.7 制度課題	8
7 実証事業の範囲	8
7.1 取り扱うデータの範囲	8
7.2 データの取り扱い方法	8
7.3 実証基盤の構築	8
7.4 取引主体	8
7.5 売買実施者	9

7.6 対価	9
8 実証項目	9
8.1 利用権証の確認	9
8.2 インシデント対処の確認	9
8.3 付帯情報の確認	9
8.4 データカタログの確認	9
8.5 データ利用権報告の確認	9
8.6 上場審査プロセスの確認	9
8.7 価格形成プロセスの確認	9
8.8 価格維持プロセスの確認	9
8.9 取引プロセスの確認	9
8.10 外部機関との連携確認	10
9 実証項目の評価手法	10

10 提供共通基盤	10
11 参照技術	10
12 索引	10

## 1 適用

本研究計画書(以下、本書と記す)は、内閣官房の委託により、株式会社ドリームインキュベータが実施する「DFFT を実現するためのデータ利用権取引市場の設計及び実証研究」(以下、本研究と記す)の成果として取りまとめたデータ利用権取引市場設計書(以下、本書と記す)(以下、本書と記す)である。

## 2 概要

本書は、本研究の実施に伴い取りまとめたコンセプト及び設計書をもとに、「データ利用権取引市場」の社会実装および実証事業に資する実証環境の要件整理を行うものである。

データ利用権取引市場の設計概要書 SFD(Specification Framework Document) に従った社会実装により実施する実証事業 PoC (Proof of Concept)の要件及び、評価項目、評価内容を示す実証事業チェックリスト Proof Of Concept (PoC) Checklist をについて定める。

## 3 外部参照と設計の経緯

前提条件

課題意識

参照した前例

## 4 用語定義

### 4.1 略語、頭字語の定義

#### 4.1.1 TTP

Trusted Third Party

#### 4.1.2 PKI

Public Key Infrastructure

### 4.2 用語定義

#### (1) データ

通信、解釈、処理に適した形式化された方法での情報の再解釈可能な表現

#### (2) メタデータ

他のデータを定義・記述するデータ

#### (3) データ生成

自然や自然人、組織などの状況や活動を、観測または計測し、これを通信、解釈、処理に適した再解釈可能な形式化すること

#### (4) データ流通

データが異なる組織や人の間で、伝送されて行くこと

(5) パーソナルデータ

自然人の状況や活動を、観測または計測し、これを通信、解釈、処理に適した再解釈可能な形式化したもの

(6) データ生成

自然や自然人、組織などの状況や活動を、観測または計測し、これを通信、解釈、処理に適した再解釈可能な形式化することである。

(7) データ利用権取引市場

データ利用権取引市場とは、データ利用権及びデータの売買を目的とした取引市場である。このデータ利用権取引市場においては、データ及びそのデータ利用権が取引される。

## 5 実証事業の概要

本書の示す「データ利用権取引市場」の社会実装および実証事業及び、実証環境とは、本研究の成果物であるデータ利用権取引市場のコンセプトおよび設計書で示されたデータ利用権取引市場の社会実装を行う上で懸案となる課題、技術について、その実証的評価をする事業ならびに、その事業に供される環境である。

実証事業では、データ利用権取引市場の設計書に示される図 1 のデータ取引権市場のシステムを構築し、実際に取引主体、売買実施者、仲介機関の参加のもとに、データ利用権及びデータの取引を行うものである。

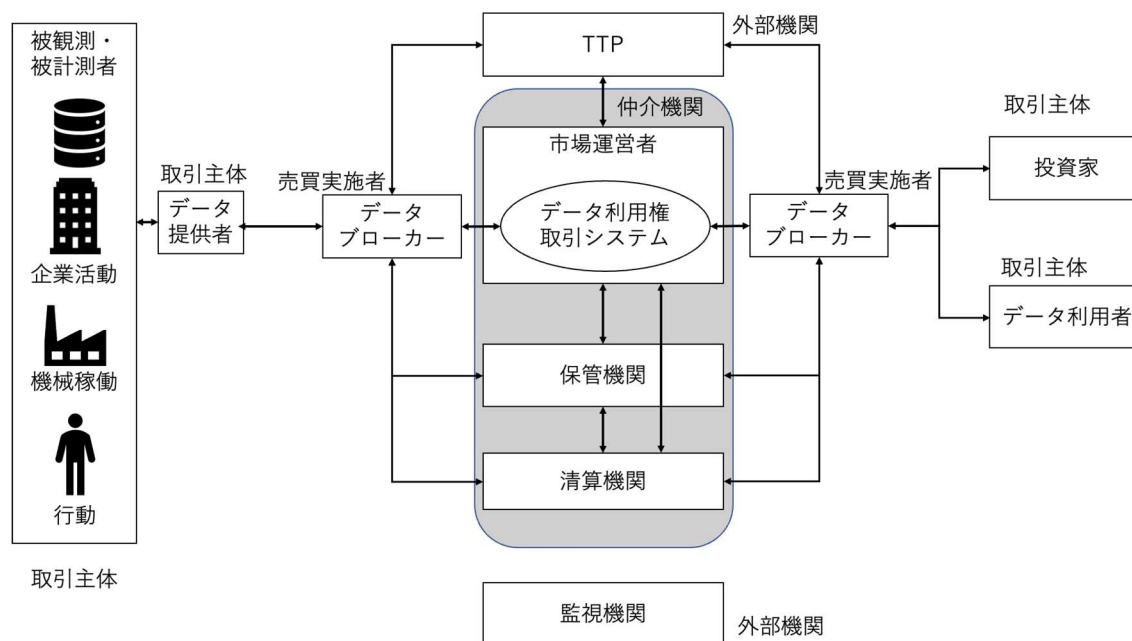


図 1 データ取引権市場のシステム構成

### 5.1 ステークホルダ

エラー! 参照元が見つかりません。の四角は、データ利用権取引市場のシステムに参加する機関または者を示し、本書ではステークホルダと記す。

### 5.2 通信経路

エラー! 参照元が見つかりません。の矢印は、ステークホルダ間において、通信またはオブジェクト等の伝送が行われる関係を示している。すなわち、図中の矢印で接続されるステークホルダ間は、直接に何らかのやりとりが行われるものである。

### 5.3 システム

エラー! 参照元が見つかりません。の楕円は、電子計算機などにより構築されるシステムを示している。データ利用権取引市場では、データ利用権取引システムが市場運営者により構築、運営される。

## 6 実証事業の目的



本書の示す実証事業の目的は、データ利用権取引市場のコンセプトおよび設計書で示されたデータ利用権取引市場の社会実装を行う上で懸案となる課題、技術について、その実証的評価を行うことである。

具体的には、以下の視点の評価を行うことを目的とする。

#### 6.1 市場成長性

データ利用権取引市場の実現により創出れる市場の成長性について、参加者の多様性、データ利用権取引における価値創出性、派生取引の可能性などの視点から評価することを目的とする。

#### 6.2 技術的実現性

データ利用権取引市場の技術的実現可能性、技術的制約、技術的課題を確認し、その実現性を評価することを目的とする。

#### 6.3 経済的実現性

データ利用権取引市場の持続的運営をする経済的可能性について、評価することを目的とする。

#### 6.4 互換性

データ利用権取引市場と接続する既存データ基盤との互換性について、評価することを目的とする。

#### 6.5 安全性

データ利用権取引市場によるデータ取引の安全性を評価することを目的とする。

#### 6.6 包含性・網羅性・可用性

データ利用権取引市場の定める権利及び機能により実現できるデータ取引の包含性、網羅性、可用性を評価することを目的とする。

#### 6.7 制度課題

データ利用権取引市場の社会実装、運営を行う上で想定される制度的課題を抽出することを目的とする。

### 7 実証事業の範囲

本書の想定する実証事業の範囲は、以下のとおりとする。

#### 7.1 取り扱うデータの範囲

実証事業において、取り扱うデータは、特定のデータ種別に限定しない。

#### 7.2 データの取り扱い方法

実証事業においては、蓄積型データ及びストリーミングデータを取り扱うことを想定する。

#### 7.3 実証基盤の構築

実証に資する基盤は、図 1 のうち、監視機関を除く範囲とする。

#### 7.4 取引主体

実証実験に参加する取引主体であるデータ提供者、データ利用者は、投資家は、その要件を定め公募する。

#### 7.5 売買実施者

実証実験における売買実施者であるデータブローカーは、その要件を定め公募する。

#### 7.6 対価

本実証実験では、法定通貨は用いない。対価は、仮想的なポイントを用いて行う。

### 8 実証項目

#### 8.1 利用権証の確認

データ利用権市場設計書にもとづいた、データ利用権証の標準様式を定め、データ提供者に記載させ、当該標準様式の網羅性、充分性を確認すること。

実証実験参加者に提示するマニュアルを作成し、参加者自らに利用権証を記載させる。

#### 8.2 インシデント対処の確認

実証実験において、擬似的に不履行、不作為な事象(インシデント)を発生させ、当該事象が適切に検出可能なこと、当該事象に対する罰則事項や規制事項の実施を擬似的に行い、当該機能の充分性を確認すること。

#### 8.3 付帯情報の確認

データ利用権市場設計書にもとづいた、付帯情報の標準様式を定め、データ提供者に記載させ、当該標準様式の網羅性、充分性を確認すること。

#### 8.4 データカタログの確認

データ利用権市場設計書にもとづいた、データカタログの標準様式を定め、データ提供者に記載させ、当該標準様式の網羅性、充分性を確認すること。

#### 8.5 データ利用権報告の確認

データ利用権市場設計書にもとづいた、データ利用権報告書の様式を定め、データ提供者に記載させ、当該標準様式の網羅性、充分性を確認すること。

#### 8.6 上場審査プロセスの確認

データ利用権市場設計書にもとづいた、データ利用権証発行主体の上場審査プロセスを定め、データ提供者に審査請求をさせ、当該標準様式の網羅性、充分性を確認すること。

#### 8.7 価格形成プロセスの確認

データ利用権市場設計書にもとづいた、価格形成プロセスを実現するシステム実装をおこない、網羅性、充分性を確認すること。

#### 8.8 価格維持プロセスの確認

データ利用権市場設計書にもとづいて、データ取引価格の制約事項を定め、取引上での価格変動時に、制約が可能なことを確認する。

#### 8.9 取引プロセスの確認

データ利用権市場設計書にもとづいて、データ利用権の売買、データ利用権の行使プロセスを実装し、網羅性、充分性を確認すること。

#### 8.10 外部機関との連携確認

データ利用権市場設計書にもとづいて、現存する TTP の提供するサービスを通うし、真正性、完全性、安全性の網羅性、充分性を確認すること。

#### 9 実証項目の評価手法

8 に示す各評価項目については、評価軸を定め、評価結果をわかりやすく整理すること。

#### 10 提供共通基盤

実証に資する基盤は、図 1 のうち、監視機関を除く範囲のシステムを構築し、実証参加者に提供すること。

#### 11 参照技術

#### 12 索引